

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 48 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～20 [略]	附 則 1～20 [略] <u>21 平成19年4月30日において知事であった者には、第10条の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。